

第129号議案

平成17年度足立区一般会計 補正予算(第3号)

予 算 総 則

平成17年度足立区一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,894,785千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ225,063,502千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(特別区債の補正)

第3条 特別区債の追加は、「第3表 特別区債補正」による。

平成17年12月1日提出

足立区長 鈴木 恒年

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
13	使用料及び手数料	3,982,314	1,200	3,983,514
	1 使用料	2,838,315	1,200	2,839,515
14	国庫支出金	37,459,107	-112,156	37,346,951
	1 国庫負担金	33,757,552	-17,389	33,740,163
	2 国庫補助金	3,652,831	-94,767	3,558,064
15	都支出金	9,754,420	-9,303	9,745,117
	2 都補助金	5,708,162	-9,030	5,699,132
	3 都委託金	1,590,666	-273	1,590,393
16	財産収入	2,232,088	6,420	2,238,508
	1 財産運用収入	102,290	6,420	108,710
17	寄付金	18,154	4,105	22,259
	1 寄付金	18,154	4,105	22,259
18	繰入金	10,609,331	368,312	10,977,643
	1 基金繰入金	10,191,682	368,312	10,559,994
19	繰越金	2,040,078	320,032	2,360,110
	1 繰越金	2,040,078	320,032	2,360,110
20	諸収入	6,048,884	3,076,175	9,125,059
	3 貸付金元利収入	3,313,872	3,105,023	6,418,895
	4 受託事業収入	156,198	-30,000	126,198
	6 雑入	2,450,199	1,152	2,451,351
21	特別区債	8,178,800	3,240,000	11,418,800
	5 教育債	1,262,000	3,240,000	4,502,000
	歳入合計	218,168,717	6,894,785	225,063,502

歳出

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項	(千円)	(千円)	(千円)
2	総務費	24,873,580	3,129,278	28,002,858
	1 総務管理費	19,546,614	3,105,023	22,651,637
	2 徴税費	1,225,046	24,255	1,249,301
3	民生費	84,021,506	-1,451	84,020,055
	1 社会福祉費	21,172,525	-38,804	21,133,721
	2 児童福祉費	26,163,302	40,853	26,204,155
	4 国民年金費	199,168	-3,500	195,668
4	産業経済費	2,921,714	44,102	2,965,816
	1 産業経済費	2,809,510	44,102	2,853,612
5	環境衛生費	17,936,380	-1,825	17,934,555
	1 環境費	1,195,912	-1,825	1,194,087
6	土木費	20,275,133	434,227	20,709,360
	1 土木管理費	2,432,164	-25,318	2,406,846
	2 道路橋梁費	4,499,152	-46,967	4,452,185
	4 都市計画費	13,217,105	506,512	13,723,617
7	教育費	27,499,366	3,290,454	30,789,820
	1 教育総務費	8,289,894	3,596,062	11,885,956
	2 小学校費	8,036,974	-167,426	7,869,548
	3 中学校費	4,439,292	-151,182	4,288,110
	6 社会教育費	4,151,099	13,000	4,164,099
歳 出 合 計		218,168,717	6,894,785	225,063,502

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
特別養護老人ホーム等の整備助成事業	平成18年度から平成18年度まで	21,600千円
道路の新設事業	平成18年度から平成18年度まで	1,261,000千円
道路の新設事業	平成18年度から平成41年度まで	工事負担金(3,098,598千円)及び利子相当額
小中一貫校建設事業	平成17年度から平成19年度まで	70,000千円

第3表 特別区債補正

1 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	備考
校地取得造成	3,240,000	<p>普通貸借または証券発行の方法により政府、その他より起債する。</p> <p>証券発行の場合における発行価格は額面100円につき98円以上とする。</p> <p>なお、証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を左欄の限度額に加算した金額を限度額とすることもある。</p>	<p>7.0%以内</p> <p>※</p>	<p>起債のときから据置期間を含め30年以内に償還する。</p> <p>ただし、融通条件または財政の都合により、償還年限を短縮し繰上償還または借換えすることもある。</p>	<p>金融事情、その他の都合により、起債の全部または一部を翌年度に繰延起債することもある。</p>

※ ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。